

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年5月28日(水)

日本下水道事業団
契約職 西日本本部長 橋本 敏一

公示No. 西 7-203

1 業務概要等

- (1) 業務名 令和7年度宇和島市公共下水道雨水管理総合計画策定業務委託
- (2) 業務内容 計画設計
- (3) (公募範囲) 雨水管理総合計画(660ha) 一式
ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。
- (今回対象) 雨水管理総合計画(660ha) 一部
- (4) 履行期間
- (公募範囲) 令和7年度～令和8年度(予定)
- (今回対象) 契約締結日の翌日から 令和8年2月13日(金) まで
- (5) 業務地 愛媛県宇和島市地内
- (6) 必要職種
- (公募範囲) 職種不問
- (今回対象) 職種不問

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者から、技術提案書の提出を求める。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ、同第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における令和7・8年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から見積の時までの期間に、日本下水道事業団から建設コンサルタント業務に関し、以下の区域において指名停止を受けていないこと。

四国区域

また、参加表明書の提出期限の日から見積の時までの期間に、次の公共団体等から指名停止を受けていないこと。

宇和島市又は愛媛県

(5) 同種業務の実績

過去5年間に、以下に掲げる同種業務の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。

① 業務内容

下水道事業の計画設計(雨水対策検討に関する業務を含むものに限る)

② 規模

対象面積 330 ha 以上

ただし、令和5年度の成績優良者については、

対象面積 220 ha 以上と読み替える優遇措置を行う。

(6) 保有する技術職員の状況

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするもの)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道-下水道」とするもの)に限る。以下同じ。)の資格を有する者がいない場合。
- ② 7年以上の実務経験(下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下同じ。)かつ(5)①に掲げる同種業務に関する過去3年間に3箇所以上の実績を有する者がいない場合。

(7) 当該業務の実施体制

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合。
ア 技術士の資格を有すること。

- イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として(5)①に掲げる業務の実績を有すること。
- ウ 手持ち業務(契約金額1,000万円以上の業務に限る。以下同じ。)が10件以下であること。
- エ 令和5年度に管理技術者又は担当技術者として従事し完了した業務の業務成績で60点未満のものがないこと。

② 以下の要件をすべて満たす担当技術者若しくは別紙により配置することができることとされた担当技術者又は暫定担当技術者を配置できない場合。

ア 技術士の資格又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準(平成14年3月8日計設発第5号)」で定める年数以上の実務経験を有すること。

イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として(5)①に掲げる業務の実績を有すること。

ウ 主な担当技術者(暫定担当技術者であるものは除く。)の手持ち業務が10件以下であること。

エ 令和5年度に管理技術者又は担当技術者として従事し完了した業務の業務成績で60点未満のものがないこと。

③ 以下の要件を満たす照査技術者を配置できない場合。

技術士の資格又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有すること

3 技術提案書の特定のための評価基準

(1) 技術職員の経験及び能力

- ① 配置予定の管理技術者及び担当技術者の資格
- ② 過去5年間の同種業務経験
- ③ 契約金額1,000万円以上の手持ち件数
- ④ 過去2年間の業務成績
- ⑤ その他評価すべき事項(表彰)
- ⑥ 配置予定の管理技術者の継続教育(CPD)

(2) 業務実施方針及び手法

- ① 業務内容の理解度
- ② 業務実施方針の妥当性
- ③ 提案の的確性・独創性・実現性
- ④ 工程計画及び動員計画の妥当性

(3) 技術提案書の実施方針案について配置予定管理技術者からのヒアリング(必要な場合のみ)

4 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。FAXによるものは受け付けない。

(2) 提出先 担当部局(日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課)
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階
TEL 06-7661-1223 FAX 06-7661-1234

(3) 提出期限 令和7年6月11日(水) 16時00分 まで
(参加表明書及び技術提案書とも同じ。)

5 その他

(1) 担当部局 4(2)記載の担当部局に同じ。

ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
TEL 0570-021-777

(2) 公示説明書の交付期間及び方法

① 期間 令和7年5月28日(水) から 令和7年6月11日(水) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、6時00分から23時00分まで。)

② 入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。

ただし、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

③ URL <https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600>

④ パスワード 入札情報公開システムに記載のとおり

(3) 関連情報入手するための照会窓口 4(2)記載の担当部局に同じ。

(4) 本手続における技術提案書の特定その他の手続きに不服がある者は、契約職に対して苦情を申し立てることができる。

(5) この公示に係る公募範囲(予定)の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない。

ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続き公募範囲(予定)対象業務の管理技術者とすることができない。

- (6) 本業務は、今後、日本下水道事業団が公示又は公告する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が1,000万円未満の場合は、この限りでない。
- (7) 本業務は、今後、日本下水道事業団が公示又は公告する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が1,000万円未満の場合は、この限りでない。
- (8) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助者として副担当者を配置することができる。
- (9) 副担当者の資格要件は、別紙に示す。
- (10) 技術提案書の業務実施方針及び手法において、いずれかの項目が評価C(劣る)の評価となった場合は特定しない。
- (11) 詳細は公示説明書による。